

## 資格試験予備校の約款に関する改善申し入れについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2007年3月2日、司法試験、司法書士試験、公務員試験などの資格試験予備校11事業者に対して、各契約約款中の解約条項について改善を申し入れた。

### 1. 申し入れの背景

資格試験予備校は、契約ルールについて行政的規制がなく、各事業者が自由に約款を定めている。消費者が契約した後で解約を申し出た場合、受講料を返還しない等のトラブルが発生している。

【事例】行政書士の講座をうけようと思い、資格予備校の説明会に行った。その場で、1年コースの契約をし、後日、入学金、受講料など全額振り込んだ。都合が悪くなり、受講開始日以前に解約を申し出たが、返金はできないと言われた。

### 2. 約款調査の結果

当ネットは、兵庫県内と大阪市に所在する、司法試験、司法書士試験、公務員試験など法律系の資格試験予備校の約款調査を2006年10月から2007年1月にかけて行った。

タウンページ等を見て、当ネット会員が予備校を訪問して説明を聞き、約款を入手した。

このうち、下記11事業者の約款について、「申込み後は一切返金しない」「解約理由を制限する」など消費者契約法の不当条項に該当するおそれがあるものが見つかった。

「申込み後は一切返金しない」とするもの

(株)辰巳法律研究所、(株)東京アカデミー、(有)日本司法学院、(株)早稲田セミナー、  
「死亡・重大な疾病等の場合のみ解約を認める」など解約理由を大幅に制限するもの  
(学校法人)大原学園、(株)大栄総合教育システム、TAC(株)、(株)東京法経学院出版、  
(株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)法学館(伊藤塾)

「やむを得ず」解約する場合に限るもの

ヒューマンアカデミー(株)

### 3. 消費者契約法の不当条項に該当すると考えられる点

資格試験予備校と消費者間の受講契約は、民法上は各当事者がいつでも契約を解除できるとされている(大学の学納金返還に関する最高裁判例)。

ところが、上記の「申込み後は一切返金しない」という不返還条項は、民法ルールに比べて「消費者の権利を制限」し、「消費者の利益を一方的に害する」もので、消費者契約法10条に反する。

また、上記の「本人の死亡、重大な疾病等の場合のみ解約を認める」という解約制限条項は、これに該当する消費者はごく少数であって、実質的には一切解約を認めず受講料全額を違約金として没収するのと変わらない。これについても消費者契約法10条に反する。

なお、契約解除を認めた場合でも、多額の違約金を控除したうえで返金するという条項は「解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超える」部分は消費者契約法9条1号に反する。

### 4. 申し入れの趣旨

各契約約款中、消費者契約法9条1号、10条に反する条項の削除を求める。

つまり、民法の原則に基づいて、消費者はいつでも解約できるようにし、解約の場合の解約料については、「特定商取引に関する法律」中の学習塾の清算規定に沿った内容とするよう求める。

回答期限 申し入れ書到着後1カ月。

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット (理事長 清水 巖)

神戸市中央区元町通6-7-10 元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

〔本件連絡先〕かけはし法律事務所 弁護士 亀井尚也

電話 078-361-9494 /FAX078-361-9493

以上